

一般質問より

要介護認定者の障害者控除認定書を申請ではなく自動交付に

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の人は、市町村長等が「障害者に準ずる」と認めれば、確定申告で障害者控除を受けることができます。ところが相模原市は、本人からの申請がなければ認定をおこなっていません。市が2014年度に新規要介護認定者へ申請書を発送した3,764件のうち、申請したのは609件とわずか16%です（申請者のうち、96%は認定されている）。

今回の質問では、相模原市における具体的な認定基準が要介護度ではなく、寝たきり度、認知症度のランクで障害者、特別障害者の判定がされていることがわかりました。そして市長は、「要介護認定における日常生活自立度を基準としていることから、要介護認定者については、障害者控除の対象者として、把握は可能な状況」と答弁し、本人からの申請がなくても判定ができることが明らかになりました。

愛知県では20市町村で、要介護認定者に障害者控除認定書を自動的に送付しており、障害者控除認定書の発行件数は2003年の5,848件から2013年には42,322件と7倍以上に広がっています。

相模原市も申請方式をやめ、自動交付方式に改善するよう求めました。

障害者控除

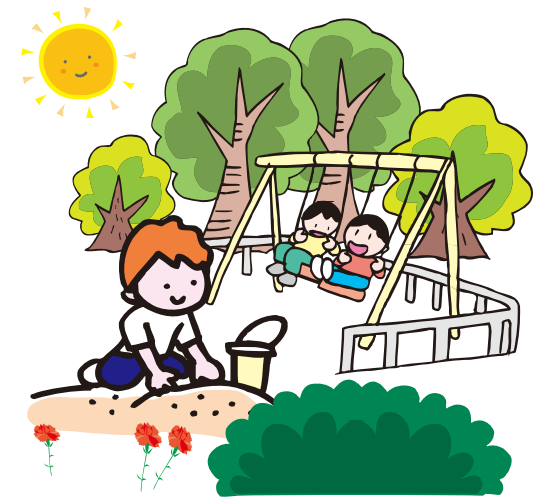
納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円
同居特別障害者	75万円	53万円

相談窓口

- ◆緑高齢者相談課 電話 042-775-8812
- ◆中央高齢者相談課 電話 042-769-8349
- ◆南高齢者相談課 電話 042-701-7704

市長は「若年世代の地域定着の促進の考え方も十分に踏まえ、引き続き地域の意見なども考慮しながら、設置していきたい」と答弁しました。また、遊具の老朽化も課題となっており、市内の公園に3か月以上も故障のまま、子ども達が遊ぶことができなくなっている遊具があることを指摘。こうした遊具の改修・更新を急ぐことを求めました。



「近所の公園に、幼稚園などに通う小さな子どもが遊べる遊具が少ない」という声が寄せられ、公園遊具の充実を求めました。市長は「若年世代の地域定着の促進の考え方も十分に踏まえ、引き続き地域の意見なども考慮しながら、設置していきたい」と答弁しました。

また、遊具の老朽化も課題となっており、市内の公園に3か月以上も故障のまま、子ども達が遊ぶことができなくなっている遊具があることを指摘。こうした遊具の改修・更新を急ぐことを求めました。

いま、「奨学金」という名の借金が、若い世代の生活を苦しめています。多くの学生が利用している日本学生支援機構の貸与型奨学金の平均貸与額は約300万円。卒業と同時に返済が始まり、非正規雇用の増加や低収入等により返済も苦しく、延滞者は年々増加しています。相模原市には、高校生に対する奨学金制度はありません。質問では、市が独自に大学生に対する返済の必要のない「給付型」奨学金の創設を求めました。市長は、「大

給付型奨学金制度の創設を！

制度を創設することを求めました。

当面、市の独自制度として実施することを、引き続き求めていきます。

世界では… 大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金がないのは、日本だけです。経済協力開発機構（OECD）加盟国34カ国のうち、半数近くで大学の授業料が無償で、32カ国に公的な給付型奨学金制度があります。

日本では… 政令市20市のうち10市に、大学生に対する奨学金制度があり、静岡市と札幌市では、給付型奨学金制度が実施されています。県内では藤沢市が、大学生に対する市独自の給付型奨学金制度の創設について、検討することを市長が表明しています。

公園遊具の充実と、修繕・更新を

市議団視察報告

新潟市

高齢者のバス運賃半額助成

新潟市は今年8月から、65歳以上のすべての高齢者を対象に、バス運賃の半額を助成する「高齢者おでかけ促進『シニア半わり』」事業を開始します。この事業を開始するにあたり、3年間のモニター実験を実施。その結果、買い物や趣味等での外出回数が増え、街なかの活性化につながっていることや、移動範囲の拡大により、健康増進の効果が出ていることが明らかになりました。

20政令市のうち14市では、高齢者に対する公共交通機関の運賃助成が実施されていますが、相模原市にはありません。相模原市でも、高齢者に対するバス運賃の助成を実施するよう、引き続き求めていきます。

ご意見・ご相談は市議団へ

緑 区	中央区	南 区
 田所健太郎 070 (5432) 7613	 松永ちか子 090 (7840) 1418	 竹腰さなえ 090 (3008) 3945
 山下伸一郎 090 (5814) 9020	 羽生田がく 080 (1458) 2222	

弁護士による無料法律相談

★第2木曜日 14時～16時
市役所本館2階 党市議団控室

他の場所では
★毎月1日（土日は変更）18時30分～
★第3月曜（祝日は変更）18時30分～

※日程変更の場合もありますので、事前にご連絡ください